

1 防災関係機関及び関係条例

1-1 防災関係機関一覧表

1 指定地方行政機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松本広域消防局	松本市渚 1-7-12	0263-25-0119
松本広域消防局麻績消防署	麻績村麻 10389-3	0263-67-2992
松本地域振興局	松本市島立 1020	0263-47-7800
松本建設事務所	松本市島立 1020	0263-47-7800
松本保健福祉事務所	松本市島立 1020	0263-47-7800
安曇野警察署	安曇野市豊科 5704-2	0263-72-0110
麻績村警察官駐在所	麻績村麻 8299 ロ-2	0263-67-2015
関東農政局長野県拠点	長野市旭町 1108	026-233-2500
中部森林管理局中信森林管理署	松本市島立 1256-1	050-3160-6050
松本労働基準監督署	松本市島立 1696	0263-48-5693
関東地方整備局長野国道事務所松本国道出張所	松本市芳野 7-18	0263-25-5752
北陸地方整備局千曲川河川事務所松本出張所	松本市島内 1666-1126	0263-47-2199
長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-2738

2 自衛隊等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 13 普通科連隊本部	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766

3 指定公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本旅客鉄道(株) 聖高原駅	麻績村麻添田	0263-67-2024
日本貨物鉄道(株) 関東支社長野支店	長野市栗田源田窪 992-6	026-234-7230
東日本電信電話(株) 長野支店松本営業支店	松本市大手 3-3-9	0263-34-9041
日本放送協会松本支局	松本市深志 3-10-3	0263-33-4700
中部電力(株) 安曇野営業所	安曇野市豊科 4207-1	0120-984-535
日本銀行松本支店	松本市丸の内 3-1	0263-34-3500
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073
日本通運(株) 松本支店松本ペリカンセンター	松本市今井 4913-1	0263-57-0202
日本郵便(株) 信越支社		
麻績郵便局	麻績村麻 4136-1	0263-67-2040
日向郵便局	麻績村日 3341-4	0263-67-2324

4 指定地方公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
信越放送(株)松本放送局	松本市深志 3-7-13	0263-32-3813
(株)長野放送中南信支社	松本市深志 1-2-11	0263-32-9230
(株)テレビ信州中南信支社	松本市丸の内 4-18	0263-36-2002
長野朝日放送(株)中南信支社	松本市深志 2-5-26	0263-37-0100
あづみ野エフエム放送(株)	安曇野市明科七貴 6043	0263-62-0208

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松本広域森林組合筑北支所	松本市取出 1278	0263-64-3300
麻績村商工会	麻績村麻 3835-7	0263-67-2146
松本ハイランド農業協同組合麻績支所	麻績村麻 3892-1	0263-67-3230
松本信用金庫筑北支店	麻績村麻 4106-1	0263-67-4000

1-2 麻績村防災会議条例 (昭和 38 年 6 月 12 日)

改正

平成 5 年 6 月 30 日 条例第 16 号
 平成 10 年 3 月 13 日 条例第 14 号
 平成 12 年 3 月 15 日 条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、麻績村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 麻績村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又は、これに基く政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、村長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 長野県の警察官のうちから村長が任命する者
 - (3) 松本広域消防局消防局長
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前各号の定数は 20 名以内とする。
- 7 前項各号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月13日条例第14号）この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第32号）

（施行期日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

1-3 麻績村災害対策本部条例（昭和38年6月12日）

改正
平成10年3月13日 条例第15号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、麻績村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は現地災害対策本部の事務を掌握する。

（雑則）

第5条 前条各項に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 麻績村災害対策本部規程（昭和38年7月6）

改正

昭和47年5月8日 規則第40号

昭和50年4月1日 規則第4号

昭和57年8月2日 規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、麻績村災害対策本部条例（昭和38年麻績村条例第9号）第3条及び第4条の規定に基づき、麻績村災害対策本部（以下「本部」という。）の部及び本部に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害対策本部

(位置)

第2条 本部は、村役場内に置く。

(部の設置)

第3条 本部に次の室及び部を置く。

本部室・総務部・住民部・振興部・企画観光部・教育部（部の事務）

第4条 室及び部の分掌事務は次のとおりとする。

本部室

- (1) 本部の運営に関する連絡調整及び庶務に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び被害状況の発表並びに報告に関すること。
- (3) 自衛隊の派遣要請に関すること。

総務部

- (1) 職員の動員、派遣要請に関すること。
- (2) 災害関係予算措置に関すること。
- (3) 災害広報に関すること。
- (4) 消防、水防に関すること。
- (5) 気象予警報の伝達に関すること。
- (6) その他室及び部の所管に属しないこと。

住民部

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく救助に関すること。
- (2) 医療、防疫、その他衛生対策に関すること。

振興部

- (1) 主食等の調達配給に関すること。
- (2) 農地、農業用施設及び農畜産物の応急対策に関すること。
- (3) 林道、林地及び治山施設の応急対策に関すること。
- (4) 道路、橋りょう、河川、砂防施設、住宅等の応急対策に関すること。
- (5) 水防に関すること。

観光部

- (1) 緊急時に関する食糧調達配給等に関する事
- (2) 観光施設の応急対策に関する事

水道部

水道施設の応急対策に関する事

教育部

応急教育対策に関する事。

(班の設置)

第5条 及び部にその事務を分掌させるため班を置きその名称及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(室長・部長)

第6条 室に室長を、部に部長を置く。

- 2 室長及び部長は、本部長の命を受けて室及び部の事務を掌理する。

(班に置かれる職員の職)

第7条 班に班長及び班員を置く。

- 2 本部室総務連絡班に前項に規定する職のほか、本部連絡員を置く。
- 3 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。
- 4 本部連絡員は、上司の命を受けて本部と部相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。
- 5 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

(本部設置の通知)

第8条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部を設置したときは、その旨を次の各号の者のうち必要と認められた者に通知するものとする。

- (1) 長野県知事
- (2) 指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関の長

(閉鎖の基準等)

第9条 本部長は村内の地域において、災害が発生するおそれ若しくは拡大するおそれがなくなつたと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を閉鎖するものとする。

- 2 前条の規定は、本部を閉鎖した場合について準用する。

(本部会議)

第10条 本部長は、災害応急対策に関する基本的な重要事項を協議するため、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、室長及び部長を招集し、本部会議を開催する。

(関係機関への報告)

第11条 本部長は、災害の状況に応じ情報、概況を逐次県災害対策本部地方部及びその他関係機関へ報告するものとする。

(本部室の位置)

第12条 本部室は、特別の場合を除き、役場内とする。

- 2 本部室の班長、本部連絡員及び班員は、室長の指示により本部室に勤務しなければならない。

3 本部室には、おおむね次により所要の設備をするものとする。

設 備 品 目	設備数量	備	考
掛地図（県図・村図）	各1本		
防災関係図面及び図表	必要数	被害地域、交通止箇所、被害状況用量等書き入れるためのもの	
停電用照明器具	必要数	電池、ローソク等	
ラ ジ オ	1台	停電の際にも使用可能なもの	

第3章 雑則

（標識）

第13条 本部の職員は、災害応急対策活動に従事するときは、様式第1の規格による腕章を帯用しなければならない。

2 本部の自動車で災害対策活動に使用するものには様式第2の規格による標識をつけなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年5月8日規則第40号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表・様式 〔略〕

2 災害危険箇所関係

2-1 地すべり危険箇所（建設部所管）

番号	箇所名	河川名		面積 (ha)	区域内の保全対象				その他の 指定法律	
		幹川名	溪流名		河川の影響 (m ³)	人家戸数 (戸)	耕地 (ha)	公共施設		
								種類名称		数量
1	高	麻績川	東条川	20.0	—	30	10	村道	240	
2	桑関	麻績川	別所川	9.2	—	16	3	村道	800	
3	坊平	麻績川	西沢川	45.2	50,000	25	21	村道	2,500	砂防指定地
4	根尾	麻績川	芦沢川	9.6	—	20	9	村道	500	砂防指定地
5	宮本	麻績川		6.5	—	14	5	村道	500	砂防指定地
6	野間	麻績川	市後沢川	8.7	300,000	8	8	村道	200	
計	6			99.2						

2-2 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	区域の名称	特別警戒区域	特別警戒区域人家	面積 (m ²)	人家戸数		公共的建物		
					戸数	重複	戸数	重複	内訳
1	野間(1)	○	○	8,315.89	2	—	0	—	0
2	野間(2)	○	—	3,767.95	3	—	0	—	0
3	桑関	○	—	18,993.65	1	—	1	—	公民館
4	高(1)	○	○	10,780.14	2	—	0	—	0
5	市野川(1)	○	○	23,575.77	3	—	0	—	0
6	宮本(1)	○	○	41,865.53	8	—	0	—	0
7	宮本(2)	○	○	18,828.59	2	—	0	—	0
8	宮本(3)	○	—	19,752.81	2	—	0	—	0
9	本町北	○	○	49,214.20	3	—	0	—	0
10	上町東	○	○	30,939.12	7	2	0	—	0
11	上町西	○	○	17,009.88	10	—	0	—	0
12	法善寺(1)	○	○	6,579.92	0	—	0	—	0
13	北山西(1)	○	○	83,136.23	0	—	0	—	0
14	北山	○	○	13,660.00	1	—	0	—	0
15	根尾	○	—	16,898.39	3	—	0	—	0
16	叶里	○	—	14,777.95	2	—	0	—	0
17	下井堀(4)	○	—	5,026.65	2	—	0	—	0
18	下井堀(3)	○	○	5,169.35	1	—	0	—	0
19	下井堀(2)	○	○	3,845.82	2	—	0	—	0
20	下井堀(1)	○	○	10,793.40	1	—	0	—	0
21	和合下井堀	○	○	35,695.86	0	—	0	—	0
22	女渕	○	○	15,286.02	3	—	0	—	0
23	和合東	○	○	21,056.50	1	—	0	—	0
24	和合	○	○	18,778.88	2	—	0	—	0
25	下田	○	—	4,145.69	1	—	0	—	0
26	高2	○	○	36,438.07	1	—	1	—	水道局
27	市野川2	○	—	16,196.00	1	—	0	—	0
28	市野川3(1)	○	○	33,159.23	1	—	0	—	0
29	市野川3(2)	○	○	55,379.38	1	—	0	—	0
30	本町北2	○	○	5,020.36	0	—	0	—	0
31	梶浦2	○	—	16,994.80	0	—	0	—	0
32	梶浦3	○	—	15,982.59	0	—	0	—	0
33	法善寺2	○	○	17,263.94	0	—	0	—	0
34	法善寺3	○	○	6,353.56	0	—	0	—	0
35	法善寺4	○	○	31,725.76	2	1	0	—	0
36	上町西2(1)	○	○	9,456.10	0	—	0	—	0
37	上町西2(2)	○	○	3,472.05	1	—	0	—	0
38	北山西2	○	—	12,248.80	0	—	0	—	0
39	野口2	○	○	16,378.99	2	—	1	—	公民館
40	野口3	○	—	27,281.22	4	—	0	—	0

番号	区域の名称	特別警戒区域	特別警戒区域人家	面積 (㎡)	人家戸数		公共的建物		
					戸数	重複	戸数	重複	内訳
41	下田西	○	○	12,325.39	1	—	0	—	0
42	女淵2	○	—	7,728.06	1	—	0	—	0
43	女淵3	○	—	50,004.04	3	—	0	—	0

2-3 土石流危険渓流箇所

番号	渓流名	特別警戒区域	特別警戒区域人家	面積 (㎡)	人家戸数		公共的建物		名称
					戸数	重複 (内数)	戸数	重複 (内数)	
1	西沢			282,433	44	26	5	1	西之久保公民館 中沢公民館 桂公民館 高公民館 桑山アクアセンター
2	わらび沢			459,480	33	26	3	1	西之久保公民館 中沢公民館 桑山アクアセンター
3	東沢	○		549,754	62	26	8	1	西之久保公民館 麻績村ゆりの木公園テレワークセンター 野田沢公民館 日向郵便局 桑山アクアセンター 松本ハイランド農業協同組合日向出張所
4	松倉川 2			100,430	21	20	—	—	—
5	松倉川	○		166,313	29	20	—	—	—
6	吉田川	○		901,191	111	36	7	—	サンライフおみ・デイサービスセンター聖 デイサービスセンターみづき 下井堀公民館 丸山公民館 上井堀公民館 日向地区防災倉庫 松筑ポリエチレン麻績工場
7	吉田川 2	○		1,194,186	151	36	8		※6と同じ 山寺公民館
8	千草川	○		458,460	43	36	4		サンライフおみ・デイサービスセンター聖 デイサービスセンターみづき 下井堀公民館 日向地区防災倉庫
9	西ノ沢	○		126,586	24	24	1	1	麻績村体育館
10	芦沢川-1	○		836,258	69	5	5	—	麻績村体育館 運動場管理棟 根尾公民館 西麻績公民館 坊平公民館
11	芦沢川-2	○		863,789	72	8	5	2	※10と同じ
12	芦沢川-3	○		845,435	71	7	5	2	※10と同じ
13	山の神沢	○		102,695	0	—	0	—	—

番号	溪流名	特別警戒区域	特別警戒区域人家	面積 (㎡)	人家戸数		公共的建物		
					戸数	重複 (内数)	戸数	重複 (内数)	名称
14	西沢川 1	○	○	92,975	7	—	0	—	—
15	西沢川 2	○	○	422,413	91	90	12	12	上町公民館 旧麻績小学校北校舎 麻績村福祉企業センター 麻績小学校 麻績村障害者等共同作業所 麻績保育園 麻績村役場 麻績村消防団本部 N T T 麻績電話交換局 麻績村商工会館 J R 聖高原駅
16	西沢川 3	○		6,139	0	—	0	—	—
17	西沢川 4	○		328,877	90	89	12	12	※15 と同じ
18	舟窪沢 - 1	○		80,743	85	84	5	5	麻績小学校 麻績村役場 (保健センター) 旧麻績小学校北校舎 明治町公民館 松本ハイランド農業協同組合麻績支所
19	舟窪沢 - 2	○		80,901	85	84	5	5	※18 と同じ
20	林沢 - 1	○		131,913	123	123	5	5	麻績村警察官駐在所 中町公民館 明治町公民館 麻績郵便局 松本ハイランド農業協同組合麻績支所
21	林沢 - 2			161,134	123	123	5	5	※20 と同じ
22	上平	○		53,408	3	—	0	—	—
23	宮川	○		27,588	1	—	1	—	水道施設
24	市の川	○		173,378	18	—	0	—	—
25	夜舟川	○		70,575	2	—	0	—	—
26	宮本			29,410	0	—	0	—	—
27	室沢川 - 1	○		86,518	0	—	0	—	—
28	室沢川 - 2	○		89,534	0	—	0	—	—
29	オンボ入沢 1	○		137,255	22	19	1	1	野口公民館
30	オンボ入沢 2	○		143,825	19	19	1	1	野口公民館
31	杉葉沢	○		59,083	0	—	0	—	—
32	柳田沢	○		113,645	17	—	1	—	女 刈砂原地区農業生活改善施設
33	山の神沢 2	○		51,965	0	—	—	—	—
34	山の神沢 3	○		61,384	0	—	—	—	—
35	山の神沢 4	○		88,020	0	—	0	—	—
36	山の神沢 4			88,202	0	—	—	—	—
37	山の神沢 5	○		62,714	0	—	—	—	—

番号	溪流名	特別警戒区域	特別警戒区域人家	面積 (㎡)	人家戸数		公共の建物		
					戸数	重複 (内数)	戸数	重複 (内数)	名称
38	西沢川 5	○		427,382	90	90	12	12	※15 と同じ
39	西沢川 6	○		413,970	90	90	12	12	※15 と同じ
40	西沢川 7			308,978	89	88	12	12	※15 と同じ
41	和合	○		15,094	3	—	—	—	—
42	下井堀			82,616	1	1	—	—	—
43	坊平	○		579,910	62	61	5	5	※10 と同じ
44	芦沢川 4	○		757,101	64	64	5	5	※10 と同じ
45	叶里	○		205,380	37	35	8	8	麻績村障害者等共同作業所 麻績保育園 麻績村役場 麻績村消防団本部 N T T麻績電話交換局 麻績村商工会館 J R 聖高原駅
46	堀沢 2			27,967	4	1	—	—	—
47	堀沢	○		57,804	15	1	—	—	—
48	円明			73,054	3	—	—	—	—

2-4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号
認知症グループホームてととと和合	麻績村日 4769-1	67-1185

2-5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームサンライフおみ	麻績村麻 2117 番地 1	67-4555
デイサービスセンター聖	麻績村麻 2117 番地 1	64-4556
デイサービスセンターみづき	麻績村麻 2787 番地	67-3099
麻績保育園	麻績村麻 1252 番地	67-2143
麻績小学校	麻績村麻 3863 番地	67-2021
麻績村福祉企業センター	麻績村麻 3849 番地 2	67-3223
山ぼうし作業所	麻績村麻 4156 番地 1	67-2533
グループホームあやめ	麻績村麻 3612 番地	87-3066

※要配慮者利用施設への警戒情報等の伝達は、電話、メール、ファックス、防災行政無線、広報車等の手段を複数組み合わせ確実に実施する。

2-5 土砂災害危険区域図・麻績川浸水想定区域図



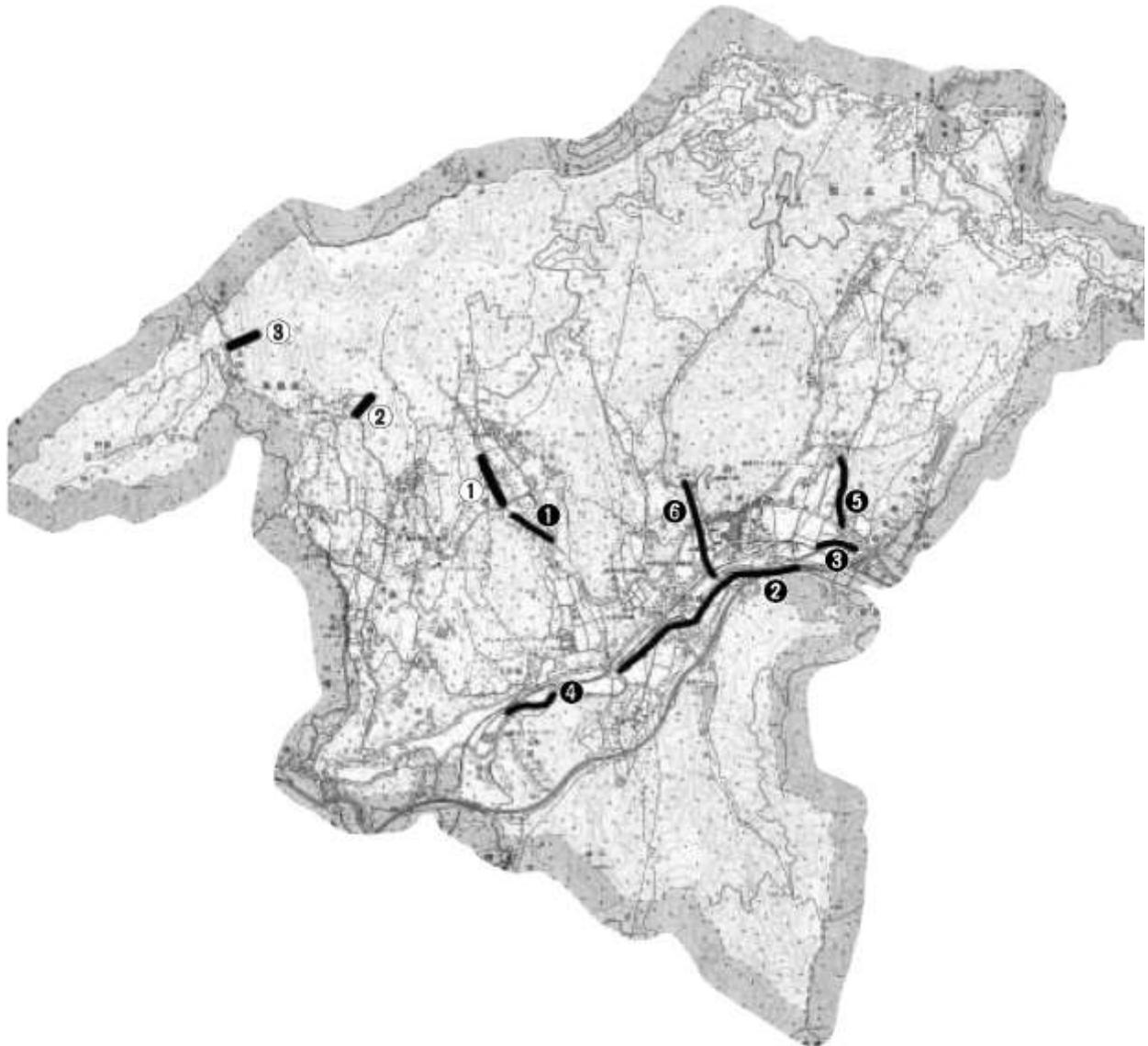
2-6 土砂崩壊危険箇所

番号	地区名	所在地	管理団体名	受益 戸数 (戸)	受益 面積 (ha)	工事内容				被害数量
						工種	構造	事業費 (千円)	事業量 (m)	
1	原	麻績村字原	上井堀水利組合	10	5	用排水路	現場打水路三面張	13,000	L=200	県道 1本 村道 1本 農地 5ha
2	不動堂	麻績村字不動堂	高水利組合	20	5	用排水路	現場打水路三面張	13,000	L=200	村道 1本 農地 5ha
3	桑関	麻績村字桑関	桑関水利組合	8	5	用排水路	現場打水路三面張	7,000	L=100	村道 1本 農地 2ha

2-7 重要水防区域

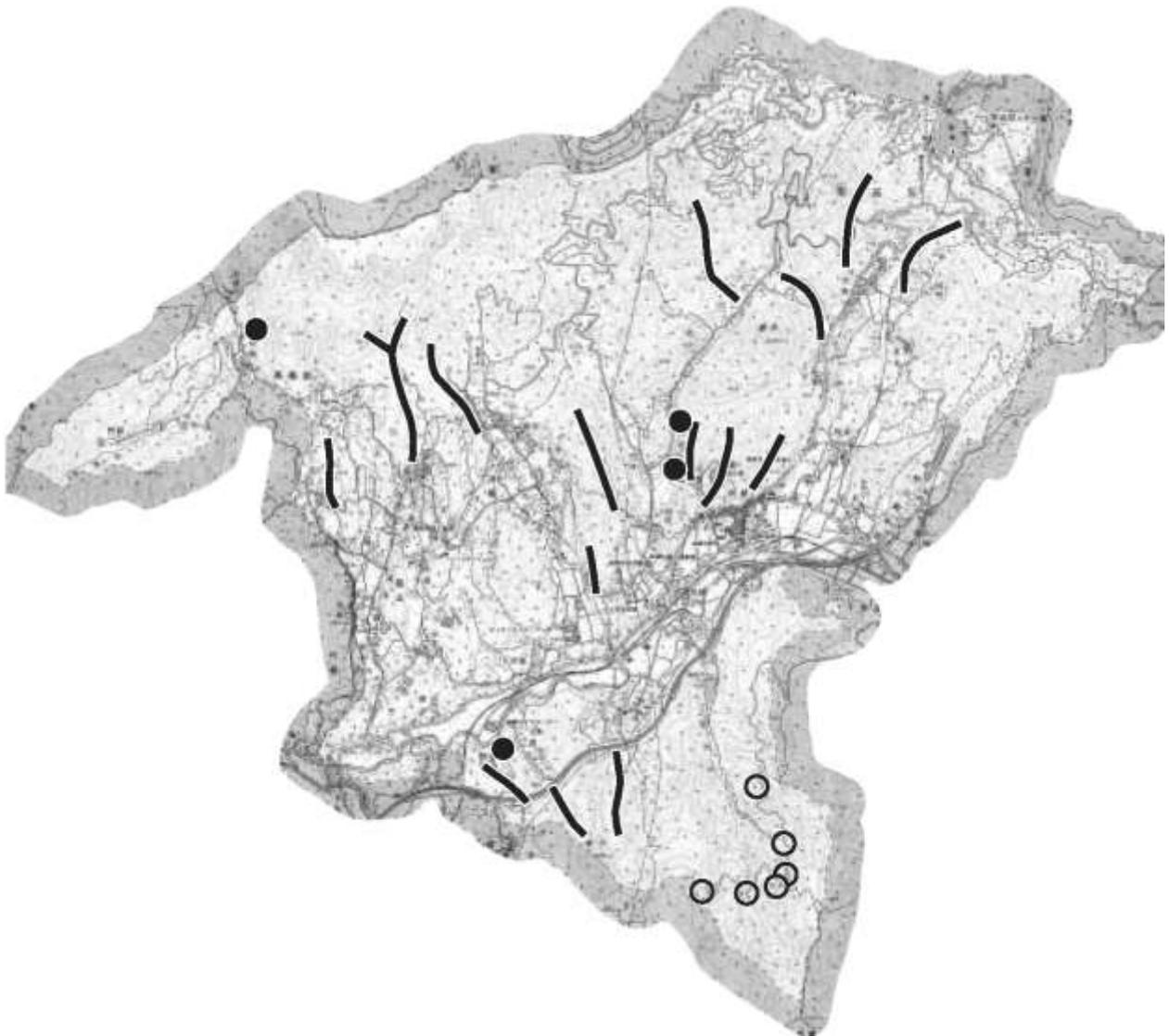
番号	河川名	河川管理者名	河川の種類	左右岸の別	警戒の度合	延長(m) (箇所)	場所 (目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
1	吉田川	県	一級	左	A	100(1)	県道丸子信州新線間	2.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
2	麻績川	県	一級	左	B	1,000(1)	宮本～下井堀	2.0 ～ 3.0	堤防高不足 越水	積土俵
				右	B	1,000(1)				
3	麻績川	県	一級	右	B	100(1)	坂井村境～ J R 線路区	2.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
4	麻績川	県	一級	右	B	100(1)	国道 403 号 中島橋 上流 (女淵)	2.0 ～ 3.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
5	宮川	県	一級	右	A	300(1)	宮本～梶浦	1.5	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
6	西沢川	村	普通	右	B	200(2)	麻績川～上町	2.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
計						2,800(8)				

2-8 土砂崩壊危険箇所・重要水防区域一覽図



凡 例	
①～③	土砂崩壊危険箇所
①～⑥	重要水防区域

2-9 山地災害等危険箇所一覽図



凡 例	
—	崩壊土砂流出危険地区
●	山腹崩壊危険地区
○	民有林林道における 災害発生危険箇所

3 災害応援協定関係

3-1 長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援側の負担する経費等
 - ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
 - イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
 - ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
 - エ 消防活動に要した消火剤
 - オ 燃料及び給食等に要する経費
 - カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費
（損害賠償）

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

別 表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

3-2 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（防災体制の強化等）

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

（補 則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

（協定の成立）

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・佐久穂町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・長和町・東御市・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・玉滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	上伊那 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

3-3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
 - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。
ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
 - (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。
所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。
 - (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表

- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報
(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。
(実施細則の改定)
- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。
(実施細則の成立)
- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

3-4 災害時の医療救護に関する協定書

麻績村（以下「甲」という。）と社団法人塩筑医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、麻績村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場の救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班の任務）

第4条 医療救護班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検死
- (6) その他の必要な事項

（医療救護班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるため、必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(救護所の設置)

第8条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

(救護所における給食等)

第9条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(補償)

第12条 甲は、医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年長野県町村総合事務組合条例第4号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第8条第2項の規定による救護所を設置した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第14条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第15条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第16条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第17条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(実施細目)

第18条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第20条 この協定の有効期間は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年4月1日

甲 東筑摩郡麻績村麻3862-4

麻績村長 宮 下 泰 一

乙 松本市中央2丁目1番21号

社団法人塩筑医師会

会 長 清 水 忠 治

3-5 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成7年4月1日付けで、麻績村（以下「甲」という。）と、社団法人塩筑医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動を終了した後、「医療救護活動報告書」（様式第1号）、「診療報告書」（様式第2号）、「助産報告書」（様式第3号）又は「医薬品等使用報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第3条の規定による医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第3条の規定による医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第6号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、別表に定めるとおりとする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第16条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第7号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第8号）又は「医療施設及び設備の損傷に係る損害賠償請求書」（様式第9号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定により費用等の請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

別表（第4条関係）

区 分	職 種	費 用 の 類
日 当	医師 保健師 助産師 看護師	災害救助法施行細則（昭和44年長野県規則第3号）の例による。
旅 費	医 師	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年麻績村条例第17号）の例による。
	保健師 助産師 看護師	麻績村職員の旅費に関する条例（昭和32年麻績村条例第12号）の例による。
時間外勤務手当	医師 保健師 助産師 看護師	麻績村一般職の職員の給与に関する条例（昭和40年麻績村条例第1号）を準用する。この場合において、勤務1時間当りの給与額は、職務ごとに定められた当該日当の額を8で除して得た額とする。

本実施細則2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年4月1日

- 甲 東筑摩郡麻績村麻3837
麻績村長 宮 下 泰 一
- 乙 松本市中央2丁目1番21号
社団法人塩筑医師会
会 長 清 水 忠 治

様式 [略]

3-6 塩筑医師会（北部地区）災害医療救護計画

氏 名	住 所	電 話 番 号
麻 績 消 防 署	麻績村麻10389-3	67-2992
松 林 医 院	筑北村西条4023	66-2008
鳥 羽 医 院	筑北村坂北4525-1	66-2435
玉 井 医 院	麻績村麻4156-1	67-2231
筑北村国民健康保険診療所	筑北村坂井5726	67-4115

3-7 災害時における電気の保安に関する協定書

麻績村（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電力保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、甲に発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は甲の施設の電源復旧の支援を行う。

2 電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。

3 乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスをを行う。

4 甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第3条 甲と乙は本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請するものとする。

2 前項の規定に係らず災害時の状況により、文書による支援要請が出来ない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第7条 乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

（防災訓練）

第8条 乙は甲からの要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練の参加協力するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期間は締結した日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。
(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年7月23日

甲 長野県東筑摩郡麻績村麻3887番地

麻績村長 高野 忠 房

乙 長野県長野市桐原一丁目5番8号

一般財団法人中部電気保協会

長野支店長 倉 持 高 久

3-8 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8
長野県市長会長

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8
長野県町村会長

3-9 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総則

1 目的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ確かな支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

(1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）

(2) 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）

(3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）

(4) 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）

(5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

(1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(2) 被災者の受入及び施設の提供

① 県内医療機関での傷病者の受入

② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

(1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。

(2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

(1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。

- (2) 先遣隊は、県職員 2 名と市町村職員 2 名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。
- 2 現地支援本部の設置
- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
- ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。
- 3 後方支援本部の設置
- 支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。
- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック 1 名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務
- ① 現地支援本部との連絡体制の確立
 - ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤ 費用精算業務
 - ⑥ その他支援に必要な業務
- (4) 調整会議
- 県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。
- ① 支援方針
 - ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
 - ③ 支援の終了
 - ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

- 1 県が実施する事項
- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
 - (3) 支援可能な職員、物資等の確保
 - (4) その他支援に必要な事項
- 2 代表市町村が実施する事項
- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
 - (3) 支援可能な職員、物資等の確保
 - (4) ブロック内の連絡体制の整備
 - (5) その他支援に必要な事項

- 3 代表市町村以外の市町村が実施する事項
 - (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
 - (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

- 1 訓練の実施
他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。
- 2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係
この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。
- 3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

4 医療救護関係

4-1 村内及び近隣医療機関

1 診療施設

名称	所在地	診療科目	病床数
玉井医院	麻績村麻 4156-1	内科	0
聖歯科	麻績村麻 3829-3	歯科	0
玉井歯科	麻績村麻 4157-1	歯科	0

2 病院

名称	所在地	診療科目	病床数
独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター松本病院	松本市大字芳川村井町 2-20-30	内科、血液内科、消化器内科、循環器内科、外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、脳神経外科	243
医療法人藤森病院	松本市中央 2-9-8	外科、整形外科、消化器科、内科、リハビリテーション科、透析センター、リンパ浮腫外来	60
医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚 1-7-45	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、消化器外科、肛門外科、小児外科、整形外科、リウマチ科、産科、婦人科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、小児科、泌尿器科、形成外科、膠原病内科、精神科、歯科、歯科口腔外科	199
医療法人心泉会上條記念病院	松本市大字芳川村井町 12-1	内科、精神科、整形外科、脳神経外科、婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科	69
社会医療法人慈泉会相澤病院	松本市本庄 2-5-1	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、リウマチ科、眼科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科口腔科、心療内科、心臓血管外科、小児外科、精神科、神経内科、皮膚科、糖尿病内科、腎臓内科、内視鏡内科、人工透析内科、疼痛緩和内科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、気管食道外科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、救急科	460

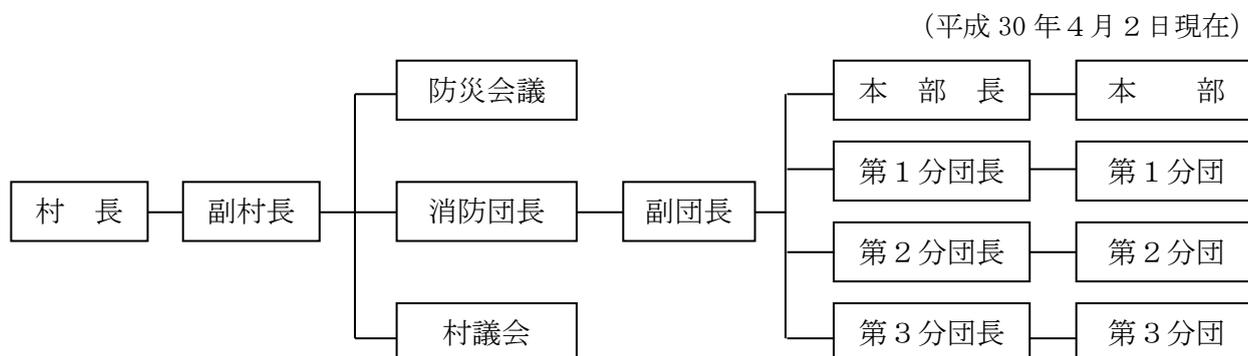
名称	所在地	診療科目	病床数
城西病院	松本市城西 1-5-16	内科、外科、小児科、皮膚科、精神科、神経内科、心療内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、アレルギー科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、耳鼻いんこう科、整形外科	244
一之瀬脳神経外科病院	松本市大字島立 2093	脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科放射線科、乳腺外科、麻酔科	50
医療法人中信勤労者医療協会松本協立病院	松本市巾上 9-26	小児科、外科、循環器内科、心臓血管外科、総合診療科、消化器内科、呼吸器内科、肛門外科、リハビリテーション科、歯科、放射線科	199
安曇野赤十字病院	安曇野市豊科 5685	内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科、救急部、総合診療科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、歯科口腔外科	316

3 災害拠点病院（地域災害医療センター）

名称	所在地	診療科目	病床数
信州大学医学部付属病院	松本市旭 3-1-1	内科、加齢総合診療科、精神科神経科、小児科、皮膚科、放射線科、外科、整形外科、脳神経外科、特殊歯科・口腔外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産科婦人科、麻酔科蘇生科、形成外科	700

5 消防関係

5-1 麻績村消防団組織図



5-2 麻績村消防団人員

(平成 30 年 4 月 2 日現在)

団 長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	班 長	団 員	計
1	2	1	2	3	7	30	96	142

(条例定数 180 人)

本 部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	女性団員	合 計
34	35	29	28	13	139

5-3 車両の所有状況

(平成 30 年 4 月 2 日現在)

区 分	本 部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	計
消 防 ポ ン プ 自 動 車	1	1			2
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	2	3	2	2	9

5-4 消防水利施設の状況

(平成 30 年 4 月 2 日現在)

区 分		本 部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	計
防 火 水 槽	40 トン級	2	4	1	1	8
	20 トン級	3	23	1	2	29

5-5 火災発生時の地区別分団出動

(平成30年4月2日現在)

火災発生地区	世帯数	人口	
女淵・砂原	25	82	全 分 団
下井堀	65	174	
野口	30	66	
矢倉	27	76	
叶里・高畑・天王	108	306	
根尾・坊平・北山	53	132	
上町	59	158	
中町	48	118	
明治町	111	284	
本町	72	186	
宮本	46	128	
梶浦	33	94	
市野川	56	153	
野間・桑関	9	15	
高	24	63	
桂・中沢・横辻・菅の沢	28	65	
西之久保	21	67	
和合・下田	33	92	
中芝・小東	23	55	
野田沢	28	71	
上井堀	111	266	
聖高原	23	29	
合 計	1,033	2,680	

6-3 農業用ため池施設一覧

番号	ため池名	所在地	築造年	かんがい 面積 (ha)	提高(m)	提頂長 (m)	満水面積 (㎡)	貯水量 (m ³)
1	大沼	麻大沼 8177	昭和 38 年	33	15.6	60	19,700	60,000
2	聖湖	麻聖 5888-1	昭和 30 年	38	7.3	168.5	80,000	300,000
3	大平 1 号	麻北山	不明	13	9	38	1,000	3,250
4	大平 2 号	麻北山	昭和 26 年	13	8.15	32	2,000	4,156
5	池窪	麻坊平	明治 30 年	10	5	63	1,500	2,360
6	兎窪	麻坊平	明治 20 年	10	4	43	1,000	1,456
7	新池	麻坊平 9105	天保年間	12	6	45	1,200	3,000
8	昭和池	麻坊平	昭和 7 年	12	8	44	1,200	3,000
9	松倉池	日松倉 2343	明治 20 年	24	3.8	60	3,000	3,000
10	山寺	麻女渕 310	明治 20 年	2	3.5	32	580	1,160
11	下の池	麻女渕 294	明治 30 年	2	3	52	600	780
12	ことしろ	麻女渕	明治 20 年	1	3.1	24	300	468
13	入田池	麻砂原	明治 30 年	1.5	3.4	52	600	900
14	堤	麻野口 1126	明治 30 年	1.5	3.6	28	650	1,300
15	上の池	麻東の入	明治 30 年	0.88	3	20	300	430
16	蔵次郎	麻梶浦 5179	明治 30 年	5	2.7	60	1,500	1,500
17	土尾	日上井堀 2122	明治 40 年	20	7	45	2,500	11,400
18	堂の入 1 号	日上井堀 2412	明治 30 年	24	8.35	84	2,700	14,870
19	堂の入 2 号	日上井堀	明治 20 年	26	10.5	142	5,700	20,000
20	刈敷場	日上井堀	明治 30 年	10	8.9	42	2,200	11,000
21	堤沢	日上井堀 546	明治 20 年	5	4	22	1,000	4,000
22	赤坂	日上井堀 1246	明治 20 年	4	5.7	59	2,000	8,000
23	半の木原 3 号	日上井堀 2929	不明	3	5.2	76	1,400	4,000
24	野田沢入	日野田沢	昭和 23 年	10	8	50	2,000	8,000
25	野田沢	日野田沢	昭和 47 年	15	10	50	1,600	5,176
26	山崎	日山崎 2586	昭和 18 年	6	6	70	2,000	5,000
27	小東	日小東 3421	昭和 25 年	12	4	90	3,000	6,000
28	野田沢新池	日野田沢	平成 2 年	15	10.5	13.5	4,700	19,000
29	上の原 1 号	日中芝 4064	明治 20 年	12	7.4	70	2,600	15,000
30	上の原 2 号	日中芝 4076	明治 20 年	12	6	73	4,000	15,860
31	上の原 3 号	日中芝 4077	明治初年	12	5	50	2,000	7,000
32	天沼上	日下田 5128	明治 30 年	3	5	80	3,000	7,430
33	天沼下	日下田 5129	明治 30 年	3	6	50	3,400	10,400
34	堂峯上	日堂峯 6537	明治 40 年	12	6.5	90	2,900	15,000
35	堂峯下	日堂峯 6216	明治 20 年	12	6	90	3,500	17,350
36	清水	日清水 2446	明治初年	12	4	46	1,000	8,000
37	桂清水	日桂 6102-1	明治 20 年	4.5	6	55	2,000	4,700
38	入の沢	日桂 6093	明治 20 年	4	7	55	3,000	6,000
39	桂宮前	日桂 6108	明治 20 年	4.5	5	43.5	1,183	3,649
40	入	日入 7099-ホ	明治初年	14	7	90	1,650	2,900
41	高	日高	昭和 39 年	14	10.5	43.5	1,100	3,649
42	野間	日野間	明治 30 年	3	5	50	2,000	6,000
43	平成大池	麻坊平	平成 13 年	15	5	423.6	6,600	20,049

7 給水・保健衛生関係

7-1 取水可能水源地等

水源地	種別	水源水量	取水量	取水方法
頭無水源	湧水	250m ³ /日	137m ³ /日	集水埋渠
聖水源	湖沼水	500	440	取水塔
北山水源	表流水	200	180	取水堰堤
上井堀水源	湧水	100	83	集水埋渠
野田沢水源	湧水	150	100	集水埋渠
高水源	湧水	100	94	集水埋渠
市野川水源	表流水	660	550	取水堰堤より取水
計		2,060	1,728	

7-2 ごみ処理施設及びし尿処理施設

種別	名称	設置場所	電話番号	管理者	処理能力
ごみ	穂高クリーンセンター	安曇野市	0263-82-2147	安曇野市長	150 t / 16H
し尿	穂高クリーンセンター	安曇野市	0263-82-2147	安曇野市長	185kℓ / 日
し尿	筑北クリーンセンター	筑北村	0263-66-3433	筑北村長	

8 避難収容・輸送関係

8-1 避難施設一覧表

1 指定避難所

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人員 (人)	電話 番号
①	麻績小学校体育館	麻 3863	500	200	67-2021
②	筑北中学校体育館	麻 4631	800	400	67-2032
③	麻績村ゆりの木公園テレワークセンター	日 6286	300	150	67-2544
④	麻績村体育館	麻 8447	900	600	67-2665
⑤	麻績村地域交流センター	麻 3836	300	150	67-2240
⑥	女淵・砂原公民館	麻 390-1	129	43	—
⑦	野口公民館	麻 1209	144	48	—
⑧	下井堀公民館	麻 3046	220	55	—
⑨	矢倉公民館	麻 1670-1	170	56	—
⑩	叶里・高畑公民館	麻 3623-2	207	69	—
⑪	天王公民館	麻 3265-38	154	51	—
⑫	西麻績公民館	麻 8898-7	177	59	—
⑬	上町公民館	麻 8338-1	173	57	—
⑭	中町公民館	麻 8242	164	54	—
⑮	明治町公民館	麻 3881-7	476	158	—
⑯	本町公民館	麻 8268-1	220	73	—
⑰	宮本公民館	麻 4371-4	180	60	—
⑱	梶浦公民館	麻 4978	212	70	—
⑲	市野川公民館	麻 6930-4	219	73	—
⑳	桑関公民館	日 7550	69	23	—
㉑	高公民館	日 6650-㊦	147	49	—
㉒	西之久保公民館	日 5401-3	99	33	—
㉓	和合・下田公民館	日 4777	426	142	—
㉔	中芝・小東公民館	日 3904-2	79	26	—
㉕	野田沢公民館	日 3303	204	68	—
㉖	上井堀公民館	日 751-1	275	91	—
合 計			6,354	2,858	

2 指定緊急避難場所

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人員 (人)	電話番号
①	麻績小学校校庭	麻 3863	2,500	500	67-2021
②	◎筑北中学校校庭	麻 4631	4,000	700	67-2032
③	旧日向小学校校庭	日 6286	2,600	300	—
④	●麻績村総合グラウンド	麻 8425	4,800	800	67-2665
合 計			13,900	2,300	

(注) ◎は物資輸送拠点

●はヘリポート指定箇所

3 福祉避難所

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	収容人員 (人)	電話番号
①	特別養護老人ホームサンライフおみ	麻 2117-1	3,971	794	67-4558
②	デイサービスセンター聖	麻 2117-1	402	80	67-4558
③	デイサービスセンターみづき	麻 2787	979	195	67-3185
④	麻績保育園	麻 1252	1,054	210	67-2143
合 計			6,406	1,279	

8-2 物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート

区分	ヘリポート等の名称	所在地	施設規模			広さ 長さ×幅 (m)	施設 管理者
			大型	中型	小型		
物資輸送拠点	筑北中学校校庭	麻 4631		○		130×85	麻績村 筑北村 組合
拠点ヘリポート	麻績村総合グラウンド	麻 8425	○			120×88	村長
ヘリポート1	麻績ヘリポート	麻 2789			○	40×40	村長

8-3 村内土木建築業者一覧表

商号又は名称	代表者氏名	所在地
久保田建設工業株式会社	久保田正守	麻績村日 5113 番地
有限会社宮下組	宮下今朝春	麻績村麻 4138 番地
麻績森林建設株式会社	高野兼雄	麻績村麻 3279 番地
有限会社清水工務店	清水深	麻績村麻 4113-7 番地
株式会社丸山建設 筑北営業所	丸山光代	麻績村麻 3265 番地
聖和総建	下平和利	麻績村麻 4111 番地 9
榮伸建設有限会社	川上賢	麻績村麻 10411 番地 3

8-4 近隣市町村輸送業者一覧表

(県トラック協会加盟業者)

業者名	所在地	電話番号
明科陸運(株)本社	安曇野市明科光 538-1	0263-62-3065
臼杵運送(株)長野配送センター	安曇野市明科南陸郷 133-10	0263-62-5211
協力運輸(有)	安曇野市明科中川手 5453-1	0263-81-2100
双建運輸(有)	生坂村生坂 4435	0263-69-3400
北安陸送生坂営業所	生坂村上生坂 5194	0263-69-2040
筑北運輸(株)	筑北村坂北 3931-1	0263-66-4150
エムライン(有)	松本市中川 8159	0263-64-3191
武川運輸(有)	松本市会田 4010-1	0263-64-2926
中信地区輸送協議会	松本市大字笹賀 7570-2	0263-57-1919

9 遺体の収容・処理関係

9-1 火葬場

施設名	所在地	電話番号	処理能力
広域豊科葬祭センター	安曇野市豊科田沢 7881-1	0263-72-5652	2バーナー／基 1.5h／体 5基可動(1基予備)

9-2 災害時遺体収容所・埋葬場所

名称	所在地	面積	電話番号
法善寺	麻績村麻 8147 番地	3,180 m ²	67-2061
福満寺	麻績村日 2120 番地	280	67-2651
西光寺	麻績村日 1817 番地	220	67-4117
善導寺	麻績村麻 1610 番地	329	67-2176

10 危険物施設関係

10-1 危険物施設一覧

番号	危険物施設名称	施設区分	品名	物品名	数量	倍数
1	玉井医院	地下タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	2,950ℓ	2.95
2	筑北中学校	地下タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	5,000ℓ	5
3	長野工業株式会社 麻績工場	地下タンク貯蔵所	第二石油類	軽油	5,000ℓ	5
			第四石油類	その他 第四石油類	15,000ℓ	2.5
4	麻績村福祉センター	地下タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	3,000ℓ	3
5	麻績村役場、保健センター	地下タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	5,000ℓ	5
6	聖高原駅	屋内貯蔵所	第二石油類	軽油	2,000ℓ	2
7	聖高原リゾート株式会社	移動タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	1,350ℓ	1.35
8	松本ハイランド農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	第三石油類	重油	29,000ℓ	14.5
9	長野県経済連	屋外タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	10kl	100
10	長野県経済連	一般取扱所	第二石油類	灯油	4,500ℓ	4.5
11	松本ハイランド農業協同組合 麻績給油所	給油取扱所	第二石油類	軽油	9,800ℓ	9.8
			第一石油類	ガソリン	19,600ℓ	98
			第四石油類	第四石油類	1,800ℓ	0.3
			第二石油類	灯油	9,800ℓ	9.8
12	松本ハイランド農業協同組合	移動タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	2,000ℓ	2
			第二石油類	軽油	2,000ℓ	2
13	松本ハイランド農業協同組合 麻績給油所	移動タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	1,000ℓ	1
			第二石油類	軽油	1,000ℓ	1
14	松本ハイランド農業協同組合 北部ライスセンター	地下タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	10,000ℓ	10
15	サンライフおみ	地下タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	6,000ℓ	6
16	麻績インター	給油取扱所	第二石油類	軽油	2,000ℓ	2
17	長野道一本松トンネル	地下タンク貯蔵所	第三石油類	重油	6,000ℓ	3
18	シェーンガルテンおみ	地下タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	6,000ℓ	6
19	筑北きのこ生産組合きのこ培養センター	地下タンク貯蔵所	第三石油類	重油	6,000ℓ	3
20	デイサービスセンター みづき	地下タンク貯蔵所	第二石油類	灯油	5,000ℓ	5

11-1 麻績村防災行政無線局の管理運営に関する規則

昭和 58 年 10 月 1 日 条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規定は、麻績村における防災行政の責務を遂行するために設置する防災無線局の監理運営に関し電波法（昭和 25 年法律第 131 号）電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）及び無線局運用規則（昭和 25 年電波管理委員会規則第 17 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「本部施設」とは、麻績村役場に設置する無線局をいう。
- (2) 「移動局」とは、主として行政区内を移動範囲とする陸上移動局をいう。
- (3) 「通信」とは、通話をいう。

(通信管理者)

第 3 条 本部に通信管理者をおく。

- 2 通信管理者には、地域防災計画による防災事務担当課長をもつて充てる。

(通信取扱責任者)

第 4 条 本部に通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

- 2 通信取扱責任者には、防災事務担当職員であつて、通信管理者が指名する者をもつて充て、通信取扱者には無線従事者の資格を有する職員のうちから、通信管理者が指名する者をもつて充てる。
- 3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け通信取扱者を指揮する。
- 4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け当該無線局の操作を行う。

(通信の原則)

第 5 条 通信は、これを乱用してはならない。

- 2 通信は、できる限り簡潔でなければならない。

(秘密の保持)

第 6 条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

(運用時間)

第 7 条 無線局の運用時間は常時とし、職員の配置はその執務時間内とする。ただし通信管理者が特に命ずる場合はこの限りでない。

(通信の統制)

第 8 条 通信管理者は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある時又は、必要があると認めた場合は通信を統制することができる。

(待機命令)

第 9 条 通信管理者は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある時又は必要と認めた場合は職員を待機させ通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

(無線局の管理)

第10条 無線管理者は常にすべての無線局の運転状況及び無線設備の状況等を把握し、常に無線局の機能が十分に発揮できる様に管理しなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線設備を変更する必要があるとき又は、運用上支障を生じたときは速やかにその旨を通信管理者に報告し、その指示を受けて適切な措置をしなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、通信の方法運用等について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、開局の日から施行する。

11-2 長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会（以下本協議会という）という。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、信越放送株式会社本社（長野市問御所町1200）ラジオ局編成制作部に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、大規模災害の際ラジオで県民、被災者の求める「災害情報」及び「生活情報」を幅広く、きめ細かに放送し、被害の軽減を図り、心のよりどころになり、生活再建に役立つことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大規模災害の際の放送
- (2) 大規模災害の際の放送に備える訓練、県民の防災意識の向上活動

(会員の任務)

第5条 本協議会の会員は目的を達成するため、次の事項に務める。

- (1) 大規模災害の際情報を積極的に提供すること
- (2) 放送局は提供された情報は自主的に判断し、遅滞なく、的確に放送すること
- (3) 放送局は日常的に訓練すること

第2章 会員・組織

(組織)

第6条 本協議会は、ラジオ局で構成する「長野県大規模災害ラジオ放送機構（以下機構という）」と情報を提供する会員で構成する。

(役員)

第7条 本協議会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名（会長が指名する。）
- (3) 幹事 8人以上15人以下
- (4) 監査 若干名（会長が指名する。）

(役員職務)

第8条 会長は、本協議会を代表し、総会及び幹事会を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会を組織する。
- 4 監査は、本協議会の事業及び会計を監査する。

(役員を選任)

第9条 会長は、総会の議決により選任する。

2 幹事は、会員団体の中から総会の議決により選任する。

(役員の任期)

第10条 役員は、2年とする。再任は妨げない。

2 任期途中で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(会費)

第10条の2 本協議会運営のため、会費を徴収することができる。

第3章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び幹事会の2種とする。

2 総会は、1年に1回の通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は会長が招集する。

2 会員の5分の1以上の請求が出たときは、会長は30日以内に総会を招集しなくてはならない。

(総会の権能)

第13条 総会は、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(幹事会の権能)

第14条 幹事会は、総会の議決した事項を執行するとともに、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 諸規程の制定および改廃
- (3) その他総会の議決を要しない本協議会の活動に関する事項

第4章 事業年度

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得たときに変更できる。

第6章 補則

(施行細則)

第17条 本協議会の運営に必要な細則については、幹事会の議決により、会長が定める。

(施行期日)

第18条 この会則は、平成9年4月25日から施行する。

11-3 長野県大規模災害ラジオ放送機構情報本部

1 SBC信越放送SBCラジオ

TEL 026 (237) 0551

FAX 026 (237) 0596

2 FM長野 (信越放送通信不能時)

TEL 0263 (33) 4410

FAX 0263 (35) 4222

《平常時連絡》 信越放送ラジオ本部ラジオ局編成制作部

TEL 026 (259) 2110

FAX 026 (259) 2126

《3局周波数一覧》

SBC信越放送 (キロヘルツ)

長野 1098 上田 1062 軽井沢 1485 佐久 1458

松本 864 諏訪 1197 伊那 1098 飯田 1098

FM長野 (メガヘルツ)

美ヶ原 79.7 善光寺平 83.3 小海 80.3 松本 86.4

聖 78.1 岡谷・諏訪 81.8 飯田 88.3 木曾福島 81.5

飯山野沢 81.8 大鹿 81.8

FMぜんこうじ (メガヘルツ)

76.5

12 建築物関係

12-1 村内の文化財、消火栓等配備状況

指定区分・指定年月日	名称	所在地	所有者	消火栓等配備状況
◎国指定重要文化財				
彫刻 昭和 24. 2. 18	木造薬師如来坐像 1 軀	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
建築 平成 5. 4. 20	本殿 1 棟	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
建築 平成 5. 4. 20	仮殿 1 棟	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
建築 平成 5. 4. 20	拝殿 1 棟	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
建築 平成 5. 4. 20	神楽殿 1 棟	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
建築 平成 5. 4. 20	舞台 1 棟	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
彫刻 平成 8. 6. 27	木造日光菩薩立像 1 軀	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
彫刻 平成 8. 6. 27	木造月光菩薩立像 1 軀	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
彫刻 平成 8. 6. 27	木造毘沙門天立像 1 軀	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
彫刻 平成 8. 6. 27	木造不動明王立像 1 軀	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
◎県史跡				
城館跡 昭和 49. 3. 22	麻績城跡、館跡、虚空蔵山城跡	中町他	若林政明 外 8 人	65 mm消火栓 1 基
◎村指定文化財（有形文化財）				
彫刻 昭和 42. 12. 30	木造千手観音坐像 1 軀	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
彫刻 昭和 42. 12. 30	木造阿弥陀如来坐像 1 軀	上町	法善寺	防火水槽 20 m ³ 1 基
金工 昭和 42. 12. 30	四阿屋山懸仏 1	上町	法善寺	防火水槽 20 m ³ 1 基
史料 昭和 42. 12. 30	法性院高札（武田信玄高札） 1	上町	法善寺	防火水槽 20 m ³ 1 基
史料 昭和 61. 4. 28	賢甫宗俊和尚書（出家略作法） 1 卷	上町	法善寺	防火水槽 20 m ³ 1 基
史料 昭和 61. 4. 28	渡海羅漢像（武田信玄奥書） 1 卷	上町	法善寺	防火水槽 20 m ³ 1 基
史料 昭和 61. 4. 28	藤原時盛願文 1	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
史料 昭和 61. 4. 28	青柳頼長寄進状 1	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
史料 昭和 61. 4. 28	中沢の陣鐘 1	中沢	桑山中央区	
彫刻 昭和 61. 11. 15	木造阿弥陀如来坐像（丈六仏） 1 軀	高	高区	
建築 平成元. 5. 23	護摩堂 1 棟	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
史料 平成 4. 1. 10	青柳頼長寄進状外 2	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
工芸 平成 4. 1. 10	御輿 1	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
金工 平成 5. 7. 23	大日如来懸仏 2	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
金工 平成 5. 7. 23	薬師如来懸仏 1	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
金工 平成 5. 7. 23	鍔口 1	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基

指定区分・指定年月日	名称	所在地	所有者	消火栓等配備状況
金工 平成5. 7. 23	鉄製釣鐘籠 10 基	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80 m ³ 1 基
彫刻 平成 12. 4. 1	木造金剛力士像（仁王像） 2	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
彫刻 平成 12. 4. 1	木造聖観音立像 1	上町	法善寺	防火水槽 20 m ³ 1 基
彫刻 平成 12. 4. 1	木造十一面観音立像 1	上町	宗善寺	
史跡 平成 17. 10. 5	麻績城主 服部左衛門清信供養塔 1	本町	宮下利	
建築 平成 17. 10. 5	法善寺三門（山門） 1	上町	法善寺	防火水槽 20 m ³ 1 基
彫刻 平成 17. 10. 5	木造天部立像（四天王） 4	山寺	福満寺	65 mm消火栓 2 基
◎村指定文化財（無形文化財）				
芸能 昭和 46. 4. 1	市野川神楽	市野川	市野川区	
◎村指定文化財（天然記念物）				
植物 昭和 60. 2. 28	神明宮の大杉 1 本	宮本	神明宮	65 mm消火栓 1 基 有蓋水槽 80m ³ 1 基
植物 昭和 60. 2. 28	鍋山の千本松 1 本	野口	麻績村	
植物 昭和 60. 7. 29	野間の千本松 1 本	野間	宮崎太与蔵 外 23 人	

13 災害履歴関係

13-1 過去の主な災害記録

1 建物火災

災害年月日	被害地域及び状況
明治15年3月	矢倉の大火
明治23年	横屋火災
明治41年4月21日	桑関火災
明治42年12月13日	中芝火災
明治45年7月28日	山寺火災 4戸焼失
大正3年10月29日	中町大火災 23戸全半焼
大正6年8月5日	下井堀火災
大正7年1月24日	桑関火災
大正8年3月23日	高火災 5戸焼失
大正10年1月12日	中芝火災
昭和7年8月5日	高火災
平成8年5月26日	筑北中学校旧体育館全焼

2 林野火災

災害年月日	被害地域及び状況
明治41年5月25日	市野川字スゲ野火
昭和2年4月20日	上井堀林野火災
昭和23年	中町裏山山林火災

3 風水害

災害年月日	被害地域及び状況
明治1年4月～5月	霖雨（長雨）
明治6年8月	霖雨、洪水
明治14年5月	霖雨、洪水
明治18年7月29日	霖雨、洪水
明治24年8月24日	雹害
明治28年8月10日	霖雨、大被害
明治29年7月21日	霖雨、天候不順、大水害
明治29年8月	水害、被害多発
明治31年8月～9月	台風、河川増水、被害大
明治38年6月21日	霖雨、鉄道道路決壊
明治39年7月16日	台風、河川大増水

災害年月日	被害地域及び状況
明治43年8月8日～14日	台風、増水、田畑浸水、被害大
明治44年6月	霖雨大洪水、室沢大破
明治44年8月4日	強風雨道路破損、鉄道不通
大正2年5月～6月	長雨低温日照不足
大正5年9月28日	台風、被害甚大
大正6年9月28日	台風、県下一円、被害甚大
大正12年6月	霖雨、河川増水、被害大
昭和3年7月18日	豪雨、河川増水
昭和4年9月10日	豪雨、河川増水
昭和7年11月14日	台風、河川増水
昭和9年9月21日	室戸台風、風速24.4m 松本測候所開設以来被害
昭和10年6月27日～30日	豪雨、洪水と合下田被害
昭和13年7月	豪雨、河川増水、田畑流出
昭和20年9月18日	枕崎台風、豪雨出水
昭和20年10月17日	降雨連日、豪雨出水、橋流出多
昭和22年9月15日	カスリーン台風
昭和23年9月16日	アイオン台風、被害軽微
昭和24年6月22日	デラ台風
昭和24年8月31日	キテイ台風
昭和25年8月5日	大水害
昭和26年7月11日～14日	豪雨
昭和27年6月23日～24日	ダイアナ台風
昭和27年7月13日～14日	大雨
昭和28年6月8日	台風2号 大雨、豪雨被害
昭和28年9月23日～24日	台風13号 被害
昭和29年9月13日～14日	台風12号 水稻倒伏
昭和29年9月17日～19日	台風14号 風水害
昭和29年9月25日～26日	台風15号 風水害
昭和33年9月17日～18日	台風21号 麻績川洪水 堤防・水路等決壊、橋梁流出、家屋全半壊、浸水、死者9名 損害1億6,480万円
昭和33年9月26日	狩野川台風
昭和34年8月14日	台風7号（県下45町村に災害救助法適用）麻績川洪水、山・がけ崩れ、家屋破壊・浸水、堤防・道路・橋梁流出 損害5億5,800万円
昭和34年9月26日～27日	台風15号（伊勢湾台風）（県下71市町村に災害救助法適用）
昭和36年6月26日	集中豪雨 小河川はん濫 田畑流出
昭和43年6月18日	集中豪雨 損害4億円
昭和53年8月27日	台風15号

災害年月日	被害地域及び状況
昭和57年9月12日	台風18号 麻績川洪水、山崩れ、道路決壊、橋梁流出、鉄道被害、家屋浸水 損害4億6,540万円
昭和58年9月28日～30日	台風10号 麻績川・宮川・西沢川の増水、がけ崩れ、道路決壊
平成16年10月20日	台風23号 麻績川・宮川の増水、堤防決壊、道路崩落、土砂崩落
平成23年5月28日～29日	梅雨前線 麻績川・宮川の増水、道路崩落、土砂崩落
平成25年9月16日	台風18号 麻績川洪水、宮川の増水、堤防決壊、道路崩落、土砂崩落
平成29年5月31日	雹害

14 様式集

様式第1号（概況速報）

麻績村

概 況 速 報			
災 害 の 名 称		災害発生日時	
報 告 の 時 限		発受信時刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被害地域又は場所	災 害 の 状 況
人的・住家関係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公共土木施設関係		
鉄道 通信 電力 水道 施設関係		
そ の 他		
応急対策等の活動 状況消防職員・消 防団員の出動状況 等		

様式第 2 号（人的及び住家の被害）

麻績村

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）									
災害の名称		災害発生の日時		年月日時分頃					
災害発生の場所									
災害報告の時限		月 日 時 分現在		発信機関及び 発信担当者					
人的被害	死者		人		火災の概況				
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷		人					
		軽傷		人					
		小計		人					
計		人		災害発生の原因					
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟		棟		救済措置の状況			
		世帯		世帯					
		人員		人					
	半壊又は 半焼	棟		棟		適用の見込み 災害救助法			
		世帯		世帯					
		人員		人					
	一部破損	棟		棟		災害対策本部		名称	
		世帯		世帯				設置	月 日 時 分
		人員		人				廃止	月 日 時 分
	床上浸水	棟		棟		ボランティア活動の状況			
		世帯		世帯					
		人員		人					
床下浸水	棟		棟		その他	消防職員出動延人員	人		
	世帯		世帯			消防団員出動延人員	人		
	人員		人						
非住家の被害(全・半壊)		棟							

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住宅の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住宅の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住宅の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住宅の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 228 号)第 23 条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号（避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告）

麻績村

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月	日	時現在	発信時刻	月	日	時
発 信 者							
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況				避難場所等の状況			
勧告、指示の別	地区名	世帯数	人 員	避難場所名	設置地区名	入 所 数	入所人員
合計				合計			